

令和8年第1回定例会
新冠町議会会議録
第3日（令和8年3月10日）

◎議事日程（第3日）

開議宣告

議事日程の報告

- | | |
|-----|-------------------------------------|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | 諸般の報告 |
| 第 3 | 一般質問 |
| 第 4 | 発議案第1号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書の提出について |

閉議宣告

◎出席議員（11名）

- | | |
|-------------|--------------|
| 1番 酒井 益幸 君 | 2番 海馬澤 真紀子 君 |
| 3番 長浜 謙太郎 君 | 4番 中山 千鶴子 君 |
| 5番 野中 一生 君 | 6番 竹中 進一 君 |
| 7番 秋山 三津男 君 | 8番 但野 裕之 君 |
| 9番 武藤 勝國 君 | 10番 武田 修一 君 |
| 11番 氏家 良美 君 | |

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

- | | |
|-------------------|---------|
| 町 長 | 山本 政嗣 君 |
| 副 町 長 | 佐藤 正秀 君 |
| 教 育 長 | 下川 徳久 君 |
| 総 務 課 長 | 島田 和義 君 |
| 企 画 課 長 | 佐渡 健能 君 |
| 町 民 生 活 課 長 | 谷藤 聡 君 |
| 産 業 課 長 | 鷹 嘴 寧 君 |
| 保 健 福 祉 課 長 | 新宮 信幸 君 |
| 建 設 水 道 課 長 | 関口 英一 君 |
| 建 設 水 道 課 参 事 | 寺西 訓 君 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 三宅 範正 君 |

| | |
|-------------|-----------|
| 会計管理者兼税務課長 | 今 村 力 君 |
| 診療所事務長 | 杉 山 結 城 君 |
| 特別養護老人ホーム所長 | 竹 内 修 君 |
| 町有牧野所長 | 湊 昌 行 君 |
| 管理課長 | 佐々木 京 君 |
| 社会教育課長 | 工 藤 匡 君 |
| 総務課総括主幹 | 小 林 和 彦 君 |
| 企画課総括主幹 | 下 川 広 司 君 |
| 町民生活課総括主幹 | 曾 我 和 久 君 |
| 産業課総括主幹 | 磯 野 貴 弘 君 |
| 保健福祉課総括主幹 | 二本柳 成 児 君 |
| 管理課総括主幹 | 伊 藤 美 幸 君 |
| 管理課総括主幹 | 楫 川 聡 明 君 |
| 社会教育課総括主幹 | 坂 元 一 馬 君 |
| 代表監査委員 | 妹 尾 巨 知 君 |

◎議会事務局

| | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 田 村 一 晃 君 |
| 議会事務局庶務係長 | 榊 拓 己 君 |

(午前9時59分 開会)

◎開会宣告

○議長（氏家良美君） 皆さんおはようございます。ただいまから令和8年第1回新冠町議会定例会第3日目の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（氏家良美君） 議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は御手元に配付した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（氏家良美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、8番、但野裕之議員、9番、武藤勝罔議員を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（氏家良美君） 日程第2、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、本定例会第2日目に設置されました令和8年度新冠町一般会計等予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、委員長に長浜謙太郎議員、副委員長に中山千鶴子議員以上のとおり互選された旨報告がありました。これで諸般の報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

○議長（氏家良美君） 日程第3、一般質問を行います。

通告の順序に従い、発言願います。武藤勝罔議員の「補聴器購入助成費の拡大について」の発言を許可いたします。

武藤議員。

○9番（武藤勝罔議員） 9番武藤です。ただいま議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従い、補聴器購入助成費の拡大について質問します。

年とともに耳が聞こえにくくなる加齢性難聴。高齢者の生活を支える補聴器の購入を助成する市町村が全国的に増えてきています。加齢性難聴は認知症の最大のリスクの一つとも言われています。

補聴器購入費助成については、令和5年6月定例会でも質問し、軽度・中程度難聴児購入費助成は実現しましたが、今、求められているのは高齢者への購入費の助成拡大です。

一つ、新冠町においても、高齢者世帯の増加が推計されております。高齢者向けの福祉施策の中では、補聴器購入助成は大きな比重を占める課題になってくると思います。補聴器購入助成を高齢者にも拡大すべきと思いますが、見解を伺います。

二つ目、難聴は認知症になる可能性が大きいと指摘されております。この点はどう認識されていますか。以上お願いします。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 武藤議員から御質問頂きました「補聴器購入助成費の拡大について」お答えを申し上げます。

議員からは、2点にわたる御質問を頂戴いたしましたけれども、まず、2点目に頂きました難聴と認知症との関連性についての認識についてからお答え申し上げます。

加齢性難聴によります聴力の低下が他者とのコミュニケーションの減少を招きまして、それが社会的孤立やうつ、更には認知機能の低下につながるリスク因子であると、その一つになるということについては、近年の様々な研究あるいは書類などでも指摘がされておりました、町といたしましても、その可能性リスクについては十分に認識させていただいているところであります、介護予防事業団などにおきまして、その情報提供あるいは相談活動を展開しているところでもございます。

その上で、1点目に頂きました高齢者への補聴器購入助成の拡大についてでありますけれども、先ほど申し上げました認知症のリスクとの関連性、あるいは聞こえづらさによる日常生活への影響、また、補聴器購入に伴う費用、これが家計にとって少なからず負担であること、これは令和5年第2回定例会でもお答えしましたとおり、町の見解としては、この論を否定するものではございません。

また、併せまして、地方行政といたしまして、これに対して費用助成を行わなければ生活に大きな支障が及ぶものなのか否か、また、限られた財源をどこに優先的に配分すべきか、これについては慎重に見極める必要がある旨、答弁申し上げたと認識をしているところでございます。

前回の答弁以降、町といたしましては、高齢化に伴う身体機能の衰えにつきまして、改めて支援の検討を行ってきた経緯がございます。

高齢になりますと、耳の聞こえだけではなく、視力あるいは足腰の筋力の低下など様々な機能低下が生じるわけですが、これに対し、行政として何に対してどこまで支援を行うべきかという観点で、他の症状への対応も含めて検討を重ねてきたところではございますけれども、現段階におきましては、他の症状への支援との整合性に加えて、補聴器の場合は御承知のとおり費用の問題だけではなく、購入後の機器の調整、あるいは装用トレーニング、適切な利用周知といったようなソフト面の支援体制も同時に必要となる点などを総合的に勘案いたしまして、補聴器に対してのみ単独で助成制度を創設するという結論には至っておりません。

しかし、一方で、新たに支援制度を創設する市町村も徐々に増えている実態も承知しておりますので、それらの制度内容も注視しながら、引き続き検討課題とさせていただきたいと存じます。

御説明申し上げましたように、直ちに補聴器向けの助成制度を創設するには至っていないわけですが、高齢化が進展する中においては、町民の皆様が抱える身体的な不便さ、これは多様化しているのは事実であります。

それらの解消に向けましては、今年度実施をいたします介護予防ニーズ調査におきまして、高齢者が必要としている支援の内容、あるいは範囲について、これは難聴や補聴器に関する内容を含めて、改めて実態を把握した上で、高齢者向け助成の必要性について判断してまいりたいというふうに存じますので、御理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

武藤議員。

○9番（武藤勝罔議員） 今、答弁頂きましたけれども、この2、3年、全国で急速に増えてきております。昨年11月の時点では518自治体です。ですから、全国は総数1718自治体、これでいきますと約3割の自治体で行われております。

また、北海道では、数はまだ少ないんですけども、現在33自治体、パーセントで言えば18%の自治体で行われてきております。本来、国でやるべき施策だとは思いますが、各やっぱり自治体とも強い住民の要望のもとに、結局この助成拡大を進めていってと思うんですね。ぜひ、高齢者の施策、新冠でも高齢者はますます今後増えてくるわけですから、やっぱり高齢者の難聴解消するちゅう点での施策ちゅうのはますます強くなってくると思いますので、ぜひそういう点、強く検討をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 1回目の答弁で申し上げましたとおり、検討課題とさせていただく中において、アンケート調査の中ですら、必要なニーズというものをしっかり把握をさせていただきたい。今、議員から御紹介ありました全国で518、道内で33、こういった部分のことが強い高齢者の皆さん方からの要望というものにつながっての数字なのかどうなのかということについても、当町としての状況をしっかり確認した中で判断をしてみたいと考えるところであります。以上でございます。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

○9番（武藤勝罔君） ありません。

○議長（氏家良美君） 以上で武藤議員の一般質問を終わります。

次に、中山千鶴子議員の「終活支援について」の発言を許可いたします。

中山議員。

○4番（中山千鶴子君） 4番中山千鶴子です。議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従い、終活支援について質問いたします。

近年は、墓じまいや終活という言葉を目にする機会が多くなりました。自分を取り巻く

環境の変化により、元気なうちに自分の人生の終わりを考え、準備を整えておこうと考える人が増えているためです。

都市部では、人間関係が希薄になり、社会から孤立した人の孤立死が増加しており、2024年には約1万5千人の高齢者が誰にも看取られずに亡くなっています。

ある地域では、ひとり暮らしの高齢者が亡くなった際、隣町に住む子どもと頻繁に交流があったにもかかわらず、自治体との連携がうまくとれていなかったため、無縁仏として火葬されてしまうという痛ましいトラブルが起きています。

地方においても、家や土地、お墓を管理する人が分からない、またはいないため、荒れたままになっているという現状があります。

2023年には、全国で約900万戸が空き家で、これは総住宅数の10軒に1軒が空き家であるとのこと。適切に管理されていない空き家やお墓の撤去費用を自治体が負担するケースも増加しています。

こうした様々な問題に対応するために、自治体が終活の支援策として、終活関連情報の登録を行うようになってきているようです。

この登録事業は、事前に緊急の連絡先、葬儀の契約先、お墓の所在地など必要な情報を町民に登録してもらうもので、関係機関や指定した人から照合があれば開示するという仕組みのようです。本人が突発的に意思表示できなくなったり、亡くなったりしたときに有効なもので、導入している自治体で一定の効果を上げています。

当町も、ひとり暮らしの高齢者やひとり親の方がおり、こうした制度があれば安心につながるかと思いますが、町長の所見を伺いたいと思います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 中山議員から御質問頂きました、終活支援について、お答えを申し上げます。

近年、社会構造の変化に伴い、身寄りのない高齢者の増加、あるいは家族と疎遠な状態での孤立死、さらには死後の手続や財産、墓の管理に関する問題、これは都市部に限らず当町においても、切実かつ早急に対応すべき課題の一つであると認識をしているところであります。

こうした中、自身の死後に備える終活への関心が高まっており、自治体などがその情報を登録、管理する仕組みづくり、これは町民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために必要な手段であると考えております。

当町における現在の取り組みといたしましては、保健福祉課におきまして、希望する高齢者の緊急連絡先などを把握いたしまして、高齢者の情報システムの中で管理をさせていただいているほか、町民生活課のほうでは、身寄りのない方の緊急連絡先に加えまして、葬儀あるいは納骨の希望を金銭、備品の取扱い、さらには遺言書の有無などを記載をいたします「意思確認シート」を作成いたしまして、それぞれの対象者に合わせた形の中で支

援をさせていただいているところでございます。

御質問でございますような登録事業につきましては、御指摘のように、今後、既存の取組みをより効果的な仕組みに変えていくという視点において、当町においても必要というふうに思われますので、先進事例を参考といたしまして、どのような手法が適当なのか、そういった点についても研究、検討を進めてまいりたいと考えます。

具体的には、意思確認シートを、現在行っている意思確認シートの内容の見直し、あるいは対象とする範囲を希望する全町民に拡大することの必要性、また、現状で2課にまたがる情報データの管理をしておりますけれども、これを一元管理していく、こんなことも含めまして、御本人の意思が最大限尊重されるような支援体制の在り方について、検討を加えていきたいと存じます。

また、加えまして、御家族等へのメッセージや、より詳細な希望を伝えるためのエンディングシート、エンディングノートにつきましても、これは状況の変化に応じて書き換えが可能なものであるなど、御自身で管理するメリットも大きいと考えますので、引き続き介護予防事業などを通じまして、活用に向けた普及啓発を継続してまいりたいと存じますので、御理解を頂きたいと存じます。以上でございます。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

○4番（中山千鶴子君） ありません。

○議長（氏家良美君） 以上で中山議員の一般質問を終わります。

次に、酒井益幸議員の「防災対策について」の発言を許可いたします。

酒井議員。

○1番（酒井益幸君） 1番酒井益幸です。議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従い、防災対策について、一般質問いたします。

日本列島を大規模地震のリスクは、日本海溝・千島海溝周辺型地震、南海トラフ地震、首都直下地震等に伴う大津波被害、加えて、近年、激甚化、頻発化する豪雨災害などの大規模災害への備えがますます重要になってきています。

昨年12月8日、23時15分頃、青森県東方沖地震が発生し、北海道太平洋沿岸地域に津波避難警報が発令されました。地震規模を示すマグニチュードは7.5、震源地に近い青森県八戸市におきましては、最大震度6強を観測し、幸いなことに当町の地震は5弱でありました。

この地震の時間帯は、真冬の夜間における津波避難警報の発令であり、困惑された方も多かったと伺っております。また、とりわけ車両避難された方も多かったと見聞きしております。気象庁からは、初の北海道三陸沖後発地震注意情報が発令され、1週間程度、巨大地震に対する備えが必要との情報発信があり、警戒心を持たれた方も多かったでしょう。

大規模地震は、歴史的に見て、繰り返し忘れた頃にやってきます。今後想定される日本海溝・千島海溝沿い巨大地震であったといたしますと、真冬の夜間の時間帯に襲来したならばどうになってしまうのか、備えの重要性について改めて再認識が必要であります。

今後におきましても、町全体での防災意識向上や、要配慮者に寄り添う個別避難計画の策定など、地域防災力向上に最大限注視しなければならないと考えます。

また、防災対策本部におかれましては、このたびの地震に対して様々な課題等があったに違いないと推察いたします。

津波発生時の避難方法につきましては、国は、原則徒歩避難としていますが、東日本大震災を教訓とし、昨年頃から、特に小規模自治体におきまして要件を定義し、車両避難を容認する自治体もあります。

当町も、車両避難を検討しているとの認識ではありますが、車両避難を望まれる方や徒歩避難者の意見も伺いながら、疑問や不安がありましたので、避難者対応について3点伺います。

1点目、車両避難について、個別避難計画に該当しない場合、体力低下による徒歩避難者が困難な方がおられますけれども、あらかじめ車両避難を認め、当事者との意思疎通をしておく必要があると思いますが、優先的に進める考えは。

2点目、特に夜間における車両避難について、交通安全対策も欠かせないと思います。特に、東町避難階段周辺におきましては、徒歩避難者と車両避難が交わり、妨げが生じ、大変危険であります。車両避難ルートを示し、新たに車両避難場所を指定する考えについて伺います。

3点目、新冠市街地浸水の場合、東町避難階段からの避難者について二次避難が求められます。移動手段の確保、二次避難所の運営に支障はないのか、3点伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 酒井議員から、御質問頂きました防災対策について、お答えいたします。

昨今の地震活動の活発化や、度重なる津波警報を受けまして、町民の皆様の不安が高まる中、避難体制の充実が急務であると、これは認識をしております。この点につきましては、先般の総務産業常任委員会におきましても御説明を申し上げておりますとおり、現在、検討と対策を進めているところでございますので、まずもってその点御理解を頂戴いたしたいというふうに思います。

そこで、1点目に頂きました、徒歩避難困難者への車両避難についてでございますが、昨年7月30日のカムチャツカ半島沖地震、そして12月8日の青森県東方沖地震と相次ぐ津波警報の発令によりまして、当町におきましても、車両避難の必要性を改めて強く認識をしております。

現在、内閣府が発表しているガイドラインにおきましては、議員御指摘のように、避難の原則は徒歩ということにされておまして、車両避難は自力での歩行が困難な高齢者、障害のある方、乳幼児連れの方などに限定をされている状況でございます。

このことは、東日本大震災に関する調査におきまして、自動車で避難された方の約34%

が交通渋滞に巻き込まれたことが報告をされておりまして、こうした渋滞によって避難が遅れて、結果として津波に巻き込まれ命が失われた事例が発生したという、教訓に基づいているものであります。

当町におきましては、想定される津波の到達時間が最短で20分と想定をされておりまして、非常に厳しい条件下だというふうに思います。高齢者や身体に障害のある方など徒歩での避難が困難な方々への対応は、まさに喫緊の課題となります。

今後、車両利用を想定した避難の在り方についても、具体的に検討を加えてまいりますけれども、その際には、国の原則一辺倒ではなくて、当町の実情に合った避難の方法を具体化してまいりたいと考えるところであります。

次に、2点目、東町の避難階段周辺の安全対策と新たな避難場所に関してでございますが、東町避難階段周辺につきましては、この場所は徒歩避難者と車両の避難者が交錯をして、特に夜間におきましては、その危険性が高まるということについては認識をしているところであります。

御提案のありました、車両避難ルート of 明示及び新たな車両避難場所の指定についての考えでありますけれども、このエリアは、御承知のように津波浸水区域外へ向かうために、主要な経路として利用されておりまして、徒歩困難者のみならず、車両による避難においても通行せざるを得ない、そういう道路であるというのが実情であります。

このように、徒歩と車両が同一ルートを使用せざるを得ない状況下では、物理的な分離が困難となりますことから、避難時の一定のルール化というものも必要になってくるというふうに考えるところであります。

具体的には、防災訓練や広報活動を通じまして、避難経路では徒歩避難者が優先である、あるいは、車両避難者に対しましては、当該エリアを通行するときには徐行運転に心がけるなどの対応策も考えられるというふうに思っております。

また、夜間における安全確保のために、必要に応じた照明の増設など、視認性を高める、そんな対策についても検討を進めるとともに、避難訓練におきましても、夜間の車両避難を想定いたしました訓練を実施するなど、実効性のある避難体制の構築に努めてまいりたいと存じます。なお、車両による混雑と危険を回避するためには、特定のルートへの集中を防ぐということも有効となるというふうに考えます。

そこで、町では現在、泊津地区の高台エリアのほか、浸水想定区域外にあります朝日地域交流センターを、車両避難者が滞在できる車両避難場所として新たに設定をしたところあります。

今後は、この朝日地域交流センターへの避難ルートを車両避難推奨ルートとして明確化していくなど、広くこれらを周知することで、車両の目的地を分散させて、徒歩避難者の安全確保にもつなげてまいりたいと考えるところであります。

最後に、3点目の二次避難における移動手段と運営についてでございますけれども、東町避難階段を利用いたしまして、高台に避難された方々につきましては、これは災害の状

況や季節、あるいは天候にもよるわけでありますけれども、屋外に長時間滞在することが困難な場合には、まず泊津生活館に移動していただくこととしております。

二次避難における移動手段の確保につきましては、これもまた災害の状況や車両の確保の状況にもよりますけれども、公用車や消防車両の活用、並びに自家用車による乗り合いが可能な方への協力の呼びかけ、これらを行うなどによって、移動手段を確保してまいりたいと想定をしております。

なお、二次避難所の設置につきましては、朝日地域交流センターを想定しておりますけれども、状況に応じて新冠温泉や、他の民間施設との連携も図ってまいらなければならないと思います。

それら避難所の運営体制につきましては、職員の配置計画を事前に策定をいたしまして、避難所運営マニュアルに基づく円滑な運営ができるよう、体制を組んでおりまして、食料や飲料水、毛布等の備蓄品についても順次配備を進めているところであります。

また、昨年7月の津波警報発令時におきましては、避難所の暑さ対策が課題となりましたけれども、この教訓を踏まえ、今後は大型扇風機あるいはスポットクーラーの整備、備蓄、これらを含めまして避難所環境の改善にも取り組んでまいります。

さらに、災害時の被害を最小限に抑えるためには、町民の皆様お一人お一人の日頃からの備えも必要不可欠となります。

特に、夏や冬の夜間における避難は、より困難な状況が想定されます。

自分の命は自分で守るという基本意識に立ち返りまして、飲料水や非常食の備蓄に加え、夏は冷却用品、冬は厚手の上着やカイロを用意するなど、季節に合わせた準備もお願いしてまいりたいと存じます。

今後は、これまでの経験を踏まえまして、避難ルートの明確化、二次避難体制の整備、そして車両避難による渋滞発生を想定したルール策定など、実効性のある避難体制の構築に取り組んでまいります。

また、毎年10月に実施をしております防災避難訓練におきましても、車両避難や二次避難を含めた、より実践的な訓練内容となるよう、工夫を重ねてまいる考えであります。

いうまでもなく、町民の皆様生命と財産を守るということは、行政最大の責務でありますので、その認識を再確認しながら町といたしましても、引き続き対応策に努めてまいりますので、議員の皆さんそして町民の皆さんの御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。以上でございます。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

酒井議員。

○1番（酒井益幸君） はい。答弁ありがとうございます。再質問3点あります。

まず1点目の部分になります。ただいまの答弁で、車両避難に対する答弁において、前向きな答弁でありましたけれども、行政として最大限、その周知ですとか、危険性を、リスクなどを町民に知らせるべきだというふうに思います。そこで、車両避難のリスクの危

険性を、例えば町の防災マニュアルを策定、改定の上、書面で町民に知らすことや、映像、例えば映像などで、防災学習として示すべきというふうに考えますが、この点いかがでしょうか。

それから2点目、これも1点目に付随しますけれども、災害対策基本法には、特に配慮される、必要される方として、答弁にもありましたけれども、高齢者や障がい者、乳幼児、妊産婦、指定難病者が挙げられます。また、ペットがいる世帯も町民もいらっしゃることから、車両避難を希望される方には事前に車両避難の、やはり周知をすべきだというふうに、周知徹底をすべきだと思います。そして、また本年10月ですね、また避難訓練を想定されていると思いますけれども、車両を使用した避難訓練について、そういった周知もしながら、車両避難に加えることは可能でしょうか。

3点目です。2点目の答弁の再質問ですけれども、新たな車両避難場所につきまして、判官館森林公園の駐車スペースができ、確保できると考えますけれども、どう考えでしょうか。また、避難場所に指定されているポロシリ生活館がありますが、冬季間は閉鎖しており、鍵の問題点などがあります。年間を通して、有事の際に使用できるのかこの点はいかがでしょうか。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） まずもって、現段階の中での考えについて、再質問にお答えを申し上げますが、冒頭お願いを申し上げたいのは、1月に社会文教常任、失礼しました総務産業常任委員会所管委員会のほうに、これらの実態と課題について、担当課から議会の皆さんにも共有させていただいたと思います。

冒頭申し上げましたように、これらを踏まえて検討をしていく過程の中においては、やはり所管委員会に町の考え方をお示しする中で、今おっしゃられたような内容も御意見頂戴しながら、これを成案化する中において、町民の皆さんに周知をしていく、あるいは町の防災上のルール化にしていくという流れが最良のやり方であり、これまで進めてきた経過を考えると、そういう流れをつくってまいりましたのでね、そういうことでこの問題の検討を進めたいと思いますので、まずもってその点御理解を賜りたいと思います。

行政といたしましての周知につきましては、これは当然、そうした過程の中でつくり上げるルールでありますから、当然、その分については最大限の配慮しながら、周知活動に努めるということは、これはもう行政として当然のことだという認識であります。同じように、配慮を要する方々に対する対応につきましても、それぞれの分野における関係者通じまして、こういう場合にはこういうことを、と言うことは想定をされるような、準備もあわせて進めていかなければいけない。

それから車両の避難場所として判官館もということについては、当然、担当課含めて、これまでも協議をしてきました。で、津波以外の災害の場合については、ここは優先的に、これ推奨できるかなと思うんですけれども、津波が川を上ってくる中において、橋を渡る

避難ということを行政として優先していくべきなのかどうなのかということについては、やはりそこは、これからまた検討の中で協議をさせていく中で、議会の皆さんにも御意見を賜りたいというふうに思いますが、逆に一時避難ではなくて、災害が落ちついて、二次避難場所として、判官館のポロシリ生活館を活用するということについては、現段階では想定されることでありますけれども、地震直後の避難に対して、そのこのところということについては、しっかり検討を加えた中で、また議会の皆さん方にも、所管委員会を通じまして御相談申し上げたいと。考えます。以上でございます。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

酒井議員。

○1番（酒井益幸君） はい、再々質問いたします。

避難所施設について、避難施設の課題といたしまして、有事の際、新冠小学校体育館が重要な避難所としてあります。長期的に避難所として存続を、町としても、見通しでありますけれども、今回、今の答弁、先の答弁がありましたけれども暑熱対策もやっていくということです。それで、課題として、青森県東方沖地震の際に民間介護事業所が避難場所として使用されておりました。最低限、校舎内に足の不自由な方、車椅子使用される方がいるのでスロープの設置を検討すべきと考えますが、その点いかがでしょうか。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 新冠小学校を利用するに当たってスロープをとということの御質問でよろしいでしょうか。現状の中で、新冠小学校に避難を想定した中でスロープの建設するのは考えておりません。もし、その部分のことを具体化するとすれば、例えば東町の避難階段には、そういうような方々は絶対に上れないわけですね。そういうようなことに対する配慮も含めて、考えなければいけないと思いますし、当然、有事の際でありますから、先立ての避難のときも随分御苦労頂いた報告を受けてますけれども、自治会の皆さんや避難された皆さん方の御協力を頂きながら、要配慮者を2階まで上げていただいたというようなこともお聞きをしておりますけれども、全てのものが揃わない場合については、そういった共助の中で対応していくというような考え方も必要だというふうに考えますので、いずれにいたしましても、現段階で冠小の避難所に対するスロープについては計画はございません。

○議長（氏家良美君） 以上で酒井議員の一般質問を終わります。

次に、野中一生議員の「北海道の就業支援制度を町民へ周知することについて」の発言を許可いたします。

野中議員。

○5番（野中一生君） 5番、野中一生でございます。議長より発言の許可を頂戴しましたので、通告に従い、北海道の就業支援制度を町民へ周知することについて、提案をいたします。

私たちの生活を支えるライフラインには、電気やガス、水道等があります。安定供給させるためには、定期点検や整備、不具合が生じた際の復旧作業が欠かせません。

その最前線に立つのは、主に建設業界の人たちです。電気供給の現場に関する具体例を挙げますと、当町には水力発電所がございますので、その関連の施設が幾つもあります。発電所で生成された電気は高圧線を通して町へと供給されるわけですが、施設内充電部で生成される電気は187000ボルトです。町中の電線が6000ボルトでございますから、非常な高電圧であるということが分かります。そのすぐそばでトラフを設置する、ケーブルを埋設をする、生コンの打設をするといった作業を行います。もしも感電してしまったら、あるいはケーブルを損傷、切断してしまったら町全体が停電となって速報ニュース並みの事件が起きます。そういう危険極まりない状況の中、極度の緊張感を持って任務を遂行している人たちがいます。

点検作業といえども気は抜けません。点検口を開けヘッドライトを付けますと、そこはマムシの巣窟となっています。そういう中にあっても必要箇所を見つけてはモルタルで補修をしていきます。

ダムには放水して水位を保つ施設がございますが、そこは4トンユニック車、悠々通れるくらいの長く、真っ暗なトンネルでございます。経年劣化によって天井や壁が損傷していきますので、生コンで補修をしていくわけですが、天井を見上げますとコウモリの群れがこちらを凝視しています。一説によりますとコウモリは、コロナウイルスに似た病原菌を保有している、そんな調査結果もございますように、あまり清潔ではない動物のようでございます。だからといって、目の前のコウモリを焼き払うわけにはいきません。そこで、2人1組となりまして、1人が脚立に登って天井のコウモリを両手で剥ぎ取るように、むしり取るように捕獲をしたら、もう1人が持つ土のう袋へと入れる。何回もそれを繰り返し、コウモリを強制退去させ、ようやく仕事が始められる、そんな具合でございます。

そのような関連の施設は林道で結ばれておりますが、風雨の強いときには崩土が発生し、積雪の時期になりますと雪崩が頻発して道路が分断されてしまいます。ある年の冬、1人の作業員がキャビンのない重機で黙々と除雪作業をしていました。キャビンがないというのは、屋根しかないということでございます。操縦席がむき出しのまま、マイナス15度の雪深い山中での任務です。現在では到底考えられることではありません。

私は今、建設業界における電気供給に関する現場のほんの一幕、僅か一場面を申し上げただけでございますが、ライフラインは電気だけではありません。ガスや水道等の現場におきましても、非常な危険にさらされながら、今このときも職務に精励している人たちが数多くいます。

それがその人たちの仕事だから、あるいは役割だからと言ってしまえばそれで済んでしまうことかもしれません。しかしながら、そのように最前線に立つ非常に多くの人たちの献身と挺身によって、私たちの生活は生活基盤が成り立っている、守られているというの

も、これまた動かしがたい紛れもない事実であろうと存じます。

そして、建設業界はもとより、他の業種分野におきましても人手不足は非常な、深刻な問題となっております。

そこで提案がございます。道では、就業支援政策として、例えばU I J ターン新規就業支援事業等の制度があります。当町におきましては、町民からの問合せに個別に対応することによって、一定以上の成果が出ていると見受けられますので、もう一步を進め、町民が道の支援策を利用しやすいように、あるいはまた、事業内容の理解を深めるためにも、制度内容を簡単明瞭にした文書を広報等で配布する、当町のホームページ上で解説をする、あるいは、道のホームページへのリンクバナーを設けるといった周知活動をなされてはいかがでしょうか。

結果の出るまでには時間のかかる方法とは存じますが、人手不足の改善、そしてまた関係者振興、移住者人口の増加につながるものであろうと信ずる次第でございます。町長の御所見を賜ります。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 野中議員から頂きました、北海道の就業支援制度を町民へ周知することについて、お答えを申し上げます。

御質問は、議員の経験を踏まえた労働者不足の現状、そして北海道の就業支援制度の町民周知についての内容でございますので、まずは、町が進めております労働者確保対策について御説明する中において、御質問にお答えしてまいりたいと存じます。

現在、業種や分野を問わず、人手不足は全国的な課題と承知をしております。当町におきましても、建設業のみならず、多くの業種において労働者確保が重要な課題となっており、町も各種支援制度を定め、対策を講じておりますほか、事業者の方々もそれぞれの立場で雇用対策に努めているものと認識をしているところであります。

そのような中、北海道が実施をするU I J ターン新規就業支援事業、これをはじめといたします各種就業支援制度は、道外からの人材確保や若年層の地元定着を促進するための制度でありまして、当町におきましても、これまで問合せのあった方々に対しましては、個別に制度の紹介や相談対応を行ってまいりましたほか、商工会におきましても制度等の会員周知に努めていることもございまして、現状におきましては、情報提供の不足を訴える声というものが直接行政には届いていない状況でございます。

しかしながら、利活用の可能性がある制度等につきましては、この就業支援事業に限らず、情報の周知が必要と考えますので、今後とも関係する産業団体を含め、周知活動を丁寧に行ってまいりたいと考えてございます。

一方で、労働者確保対策につきましては、単にこのような制度を周知することのみで直ちに大きな成果が生まれるものではないと考えておりまして、地域産業の魅力、あるいは起業の可能性を発信するほか、事業継承支援の推進など、総合的な取り組みも必要となる

であろうというふうに考えるところであります。

当町におきましては、農業分野におけるUターンの就農支援や奨学金の返還、支援制度、これらなど地元に戻ってくる若者の受皿となる環境整備と事業継承支援のほか、創業支援によって地元で根差した就労の可能性拡大に努めているところでもございまして、これら制度を総合的に推進することを中心に、労働者確保対策に多角的に取り組んでいく方針でございまして。

繰り返しになりますけれども、町が実施をいたします事業につきましては、しっかりと町の広報事業として、そしてまた、北海道等に関する情報につきましては、相談対応と関係団体への情報提供などを中心に、御提案のありましたネット上のリンクなどの工夫を含めて、丁寧な対応に心がける考えでございまして、御理解をお願いいたしたいと存じます。以上でございます。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

○5番（野中一生君） ありません。

○議長（氏家良美君） 以上で野中議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再会 午前11時 4分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。但野裕之議員の「修学旅行費無償化について」の発言を許可いたします。

但野議員。

○8番（但野裕之君） 8番但野裕之です。議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い、修学旅行費無償化について質問いたします。

近年、長引く円安やインバウンドの急増に加えて、燃料費や人件費の上昇に伴う物価高が旅行代金を押し上げており、修学旅行費に対する保護者の負担額が膨らむ状況が見られます。

子育て世代は、様々な面で経済的負担が大きく、修学旅行費が上がれば参加を断念せざるを得ない家庭が出てくる懸念もあることから、小中学校の修学旅行等の宿泊事業費の完全無償化を実施している自治体もあります。

お土産代などの個人的な支出を除き、移動費、宿泊費、見学科など行程に係る費用を基本的に賄うことにより、保護者に経済的にも精神的にも安心して修学旅行に送り出せる状況が見られます。予算の制約から、本来の学習目的である見学や体験学習の時間が削られるという事態も解消されます。本来の教育旅行が実施されるのです。

財源は、行財政改革の中ではありますけども、文部科学省の来年度予算案に「給食費負担軽減交付金」が計上されています。4月から公立小学校に通う児童の給食費負担が抜本的に軽減されます。基本額は、児童1人あたり月5200円とし国が2分の1を、道が残りの2分の1を支援するものです。

当町は、給食無償化を行っていますので、国、道からの交付金分を修学旅行費に充てるのが可能かと考えます。子育て世帯の支援にとどまらず、修学旅行費の徴収等の学校業務の負担の軽減にもつながり、働き方改革への好影響をもたらします。

子育て施策として、修学旅行費無償化は移住定住にもつながります。ぜひとも、修学旅行費無償化を進めていただきたいと思います。町長の所見を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 但野議員から御質問頂きました、修学旅行費の無償化にお答えをいたします。

修学旅行につきましては、小中学校ともに学習指導要領の特別活動の学校行事、この位置付けにされておきまして、集団活動の在り方や公衆道徳などについて体験を積むことを目的に実施をされているところであります。

町内各校における直近の研修先では、小学校が登別・洞爺湖方面や札幌方面、中学校は、宮城県・岩手県をそれぞれ選定しておりまして、団体行動を基本に、体験を通じた地域間の違いを知る機会として、各校とも学習効果が非常に高い行事として位置付けておりまして、子どもたちにとって日常と異なる環境下での集団活動は、貴重な学習機会であるとも認識をしているところであります。

そこで御質問の懸念事項として挙げられておりました、インバウンドなどの影響により「旅行代金の増加」でありますけれども、小学校の過去3年間の個人負担、これは1万8118円が1万9054円に、同じく中学校では6万5千円が7万3500円と全般的に増加をしておりまして、物価上昇下におきまして、特に宿泊費での増加が見られ、今後においても同様の懸念が心配されるところであります。

これに対しましては、町は従前から小中学校ともに就学援助経費として、修学旅行費用に対しましては、生活困窮とみなされる要保護・準要保護世帯には全額を、また、特別支援教育に就学する児童生徒の世帯におきましては、所得要件によって半額を負担する制度によって、保護者の負担軽減策を講じているところであります。

一方で、御提案を頂きました無償化という新たな支援策の導入につきましては、道内におきましても、幾つかの自治体が行っているということは承知しておりますが、当町としましては、町全体の財政運営という観点から、慎重に判断をせざるを得ない状況と言えます。

御承知のとおり、当町の財政は、従前から自主財源に乏しく、予算編成の大部分を地方交付税などの依存財源に頼らざるを得ない構造にあります。

加えて、少子高齢化に伴う社会保障関連経費や、賃金水準の上昇に伴う人件費など、いわゆる義務的経費が年々増加をしております。

さらに、昨今の物価高騰は、公共施設の維持管理費や事務事業全般の経費を膨らませ、限られた財源、これを大きく圧迫している状況にもあります。

令和7年度は約3億円、令和8年度当初予算においては約1億5000万円の歳入不足から、財政調整交付金を取崩して収支の均衡を図っているということについては、御承知のとおりと存じます。

老朽化した公共施設の維持補修や、大型プロジェクトを控える中、今まさに行財政改革の断行が必要な時期にあることと認識をしているところであります。

そこで御提案頂きました、給食費に関わる財源についてであります。当町はこれまで、他の自治体に先駆けて、町独自の一般財源を投入し、時には財政調整基金を取崩しても給食費の無償化を実現してまいりました。

このたびの国による財政措置、これは、これまで町が単独で負担をしてきた経費の一部が後から補填をされるというような感覚で捉えておまして、財政に新たな余力が生まれるという感覚は実は持っていないというのが実情でございます。

むしろ、この財源につきましては、国の支援対象外となります中学校、中学校の無償化を含め、今後もこの事業を継続的に実施をしていくために必要な、貴重な財源ということの中で位置付けをしていかなければいけないと考えているところでもございます。

また、昨年第4回定例会におきまして、決算審査特別委員会による報告された審査意見におきましても、事務事業の徹底した見直しを行うなど、コスト削減に向けた取り組みによる健全な財政運営に努めるようにという、厳しい財政事情を背景とした重い御提案も頂戴をいたしました。

私ども行政は、こういった議会からの御意見も真摯に受け止めながら、限られた財源を最も優先すべき公共サービスへと適正に配分することを、これまで以上に意識をしていかなければならないとも考えているところであります。

これらの状況から、現時点におきまして、修学旅行費の完全無償化ということを実施することは、極めて困難であると判断をせざるを得ない状況でございます。

しかしながら、一方で、宿泊費の高騰による保護者の皆様の負担増につきましては、現実問題として、これは議員御指摘のように私も認識をさせていただいております。

したがって、無償化は、これは困難というお答えをせざるを得ませんが、昨今の価格高騰に対して、町としてどのような支援策、どの程度の支援策が可能か否かということについては、これは今後の財源の精査を含めまして、検討課題とさせていただきますと存じます。

まずは、行財政改革を実行し、持続可能な財政基盤を確立することが、結果として子どもたちの将来につながるものと考えもできますので、まずは行革検討をしっかりと進める中で、御指摘の内容についても検討を加えてまいりたいと存じますので、御理解を賜りたい

と存じます。以上でございます。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

但野議員。

○8番（但野裕之君） はい。教育長に1点だけお伺いしたいと思います。

修学旅行無償化、先進地もありますことで、これまでの教育委員会の中で、先進地を視察調査等したことがあるのかないか、この1点だけお伺いします。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

下川教育長。

○教育長（下川徳久君） ただいま頂きました、但野議員の再質問についてお答えいたします。教育委員会といたしましては、これまでそのような調査につきましては、いたしてございません。以上です。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

但野議員。

○8番（但野裕之君） はい。今の教育長の答弁で、修学旅行費無償化の先進地の調査等をしたことがないという答弁がありました。町としては、先ほど町長の公のサービスを優先順位をつけて賄いたいということですので、それは十分理解できます。また、検討の余地もあるということですから、先進地を調査し、検証して、そして考察した中で、可能であれば全額とは言わず、一部負担または中学生ではなく小学生の部分が国の方からの支援もありますので、小学生だけでも実施に向けてやる考えがないのかどうかという部分について、お答えを求めたいと思うんですけれども。給食費無償化については、前町長、大英断で良い評価を得たと思います。私の知る限り、近隣町から何組かは給食費無償化だからといって、新冠に定住、移住した家庭もございます。また、こういった中で修学旅行費無償化になれば、またそれも町の定住政策の目玉として、なる可能性もあると思いますので、全額とは言わず、いくらかばかりの補助でもいいですから、そのような方向性を持つためにも先進地を視察していただきたいと思います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 給食費の無償化につきましては、議員も御承知のように、各義務教育学校、義務教育の期間におきまして、給食費の会計だけは私会計で管理をしてた。公立の学校における給食費私会計にすることによって、未納金を含めた様々な問題が生じていた、これらのことを行政として、しっかりと責任を持った形の中での対応を図ろうということの中で、政策的に判断をしていったということとあります。一方で、また、私会計である会計と事業ということを公会計にしたということとは別に、先ほど御説明申し上げましたように、学習指導要領に基づく学校の一つの行事として行われていること、このことについて、完全無償化にすべきなのかどうなのかということについては、これは慎重に検討を加えてまいります。今回、御提案を頂いた部分の内容、これは、物価高騰による宿

泊費の高騰が負担を強めてるという御指摘もございましたので、まずは先進地、どんな形でどんな考え方の中でやられてるのかということ、教育委員会のほうで調査を加えていただきますけれども、一方で、その物価高騰による影響額を行政が補助をさせていただく中で、負担軽減をすることはできないかという視点もあると思いますので、そういったことを総体的に考えながら、より良い当町の状況に合った形の中での助成について、今後検討を加えていきたいと思っております。以上です。

○議長(氏家良美君) 引き続き、「JR廃線跡地活用について」の発言を許可いたします。但野議員。

○8番(但野裕之君) はい。引き続き、通告に従い、JR廃線跡地活用について、質問いたします。

人口減少による利用者の低迷や、赤字、災害による施設破損などにより、ローカル線が厳しい状況に置かれている中、全国的に廃線が相次いでいます。駅舎が取り壊され、線路のレールも外され、更地となった廃線跡地も多く見られます。

しかし、あえて鉄道施設を残し、観光客の誘致や地域振興に活用した事例も見られます。廃線活用による地域振興例として、美深町は「トロッコ王国美深」として、トロッコを自分で運転させて楽しませています。陸別町は、「ふるさと銀河線陸別鉄道」で、鉄道車両の運転体験ができます。保存鉄道として、日本最長の片道5.7キロのコースは1回の料金6万5千円と、すみません、6万5千円、6500円と高価ですが、全国から体験希望者が集まっています。秋田県「小坂鉄道レールパーク」では、寝台列車宿泊と観光トロッコ乗車。宮崎県「高千穂あまてらす鉄道」は、高さ105メートルの鉄橋の上を走り、スリルと絶景を楽しめるトロッコが人気を博しています。このように全国各地で鉄道廃線跡地が注目され、関係人口の創出につながっています。

日高管内の状況はというと、浦河町は、旧駅舎周辺を多目的広場として活用する方向で進めています。新ひだか町は、旧静内駅を観光協会が管理。駅前には花壇を設置し、観光施設として活用しています。様似町は、旧駅舎をイベント会場として活用し、ライブコンサートや催事などを開催し、交流人口を創出しています。当町は、旧駅舎を「出会いと憩いのセンター」として活用。判官館周辺をソフトウェア開発会社がドローン操縦の訓練場として利用しています。

私は以前、一般質問で前町長に森林公園と一体化させた中で、判官館トンネルと新冠川鉄橋を鉄道遺構として残し、鉄道をペダルでこいで進むレールマウンテンバイクを提案しました。施設の維持管理に莫大な費用がかかるとの理由で否定されています。

また、旧日高線が宮沢賢治の「銀河鉄道の夜」の海線のモデルとしての学説もあることから、旧駅舎を銀河鉄道海線の駅舎としての活用も提案しましたが、これも否定されています。旧駅舎を宮沢賢治関係の資料で彩り、判官館トンネルや新冠川鉄橋を鉄道遺構として維持保全を図り、銀河鉄道の夜の海線の名残として、観光資源活用を提案します。

日高道新冠インターチェンジも開通し、観光客、交流人口の拡大も見込まれます。当町

の J R 廃線跡地は、近隣町のそれと比べて観光資源としての魅力があり、活用価値があると思います。この魅力ある J R 廃線跡地の活用の町長の所見を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 但野議員から御質問頂きました、J R 廃線跡地の活用について、お答えを申し上げます。

J R 廃線後の跡地利用につきましては、全国各地におきまして駅舎や廃線となった鉄道の利活用事例が見られまして、当町におきましても、廃線跡地の一部は将来的なまちづくり資産としての考えで、J R 北海道から譲渡を受けたところであります。

その上で、御質問にございます、駅舎の利活用についてでございますが、管内を見渡しましたときに、鉄道廃止以前に有人であった、人が居て営みがあった駅舎につきましては、当時から多目的に利用されていた背景もございまして、廃線後、早期に利活用されるケースが見られるわけでありまして、無人であった駅舎につきましては、利活用の方策がまだ定まらないというケースが多いのではないかとというふうに認識をしております。

当町の旧駅舎でございます「出会いと憩いのセンター」につきましては、バス待合所としての利用のほか、利活用等は特にされていない状況でございますが、これまで、公共施設の利活用協議におきまして、民間利用を公募して、利活用を図る案などが示された経緯はあるわけでありまして、レ・コード館第2駐車場の利用可能性との調整の中から、具体的な方針、方策には至っていないという状況にございまして、これらの検討につきましては、継続して行う考えとしておりまして、次年度の早い時期に多角的な協議を開始することとして、予定をしておりますので、まずもって御理解を賜りたいと存じます。

一方、J R 北海道が管理をいたします、判官館トンネルにつきましては、躯体の老朽化や、壁面の崩落等の危険性を踏まえ、危険防止の観点から出入口の封鎖などの措置が講じられているほか、新冠川橋梁につきましても、歩行禁止区域として橋桁の1区間を撤去をするなど、J R 北海道による廃止路線の安全確保と危険防止の対策が現在施されておまして、現状におきましては、体験型の利用をはじめ鉄道等の利活用は不可能な状況となっております。

仮に、観光資源として利活用することを想定したとしたときに、まずはトンネルや橋梁の躯体調査を実施しなければならないということでございまして、それぞれの調査費用につきましては、おおむね500万円から1000万円の範囲で費用がかかるだろうというふうに言われております。判官館トンネルにつきましては、崩落防止等の改修、修繕、これを行う必要が生じた場合には、数千万円から億単位の費用がかかる、トンネルの修繕ということにかかるということになるほか、年次点検あるいは維持管理費といったような継続的な費用も発生することを確認をしております。

また、新冠川橋梁を利活用するためには、現在撤去されている橋梁部分を再現するために、これを行うと数億円の費用が必要になるだろうという、おおよその見解が J R 北海道

からも示されている状況でございます。

このような状況を勘案しますと、町といたしましては、莫大な改修、修繕費をかけて、多大な維持管理費を負担した上での判官館トンネルと新冠川橋梁を町がこれを所有をして、そして利活用していくということについては、現実的ではないのではないかというふうに判断をしているところでございます。

一方で、これらの施設につきましては、直ちに撤去が予定されているものではありませんで、可能な限り安全確保措置が講じられた状態の中で存置をされていくというふうに認識をしております、JR北海道の管理下において、歴史をそのまま残す、いわゆる産業遺産としての存在は継続されるものと考えます。

JR用地の継承につきましては、将来の世代に負担にならないこと、そして安全な町民生活の確保を優先しながら、譲り受ける用地を選定しております、今もJR北海道や北海道の管理下にある区間につきましては、これは必要となる護岸保全工事を多額の事業費をかけて実施しておりますほか、他の海岸線につきましても、引き続き管理が行われている状況でございます。

このような廃線跡地の管理と利活用の現状は、少ない財政負担で、まちづくり資産となりうる用地を譲り受けることとして、これは議会を含め、関係者協議を行ってきた経緯もございますので、どうぞ御理解を頂きたいと思っておりますし、今後におきましては、町有地とさせていただきます旧路線敷地の利活用検討などを通じまして、町としての取り組みを推進していく考えとしてございますので、あわせての御理解を頂きたいと存じます。以上です。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

但野議員。

○8番（但野裕之君） はい。今の町長の説明で、新冠川鉄橋、判官館トンネル、その現状または維持するための費用等、十分理解できました。そこでですが、駅舎に関して、今バスセンターとして活用しておりますけども、宮沢賢治の銀河鉄道の夜、皆さん御存じですよね。その中で、やっぱり形として日高線があったということで、海線として何らかの形で残してあげれば、観光資源になるのかなあとと思います。管内どこを見渡しても日高線が宮沢賢治、銀河鉄道の夜の海線という認識を持つ地方が少ないと思います。そういった中で新冠がいち早く手を挙げて、海線を前面に出して、新冠駅を海線の駅として手を挙げることで優位に進めることができますし、それが叶うのであれば、他町と連携した中で、この日高線を海線駅として、各駅を海線駅として残すような形にし、そして銀河鉄道の夜の海線を広く知らしめることが、観光資源になると思います。苫小牧市では、宮沢賢治の研究が盛んで、研究グループやサークルが多数あります。協力を申入れして、海線駅として整備することも可能かと考えます。その部分での可能性を含めて、町長の考えはどうでしょうか。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 議員から御質問頂きまして、日高線が海線、浜線とも言いますけれども、そういった宮沢賢治の銀河鉄道の関係の舞台としてという学説としてのお話を頂きましたので、いろいろ私なりに調べてみましたけれども、やはりその見解の多くは、その海線なるものは、岩手県の石巻近辺の鉄道だろうというものが多いわけであります。苫小牧のお話も頂きましたけれども、それこそ学説によりますと、宮沢賢治は三度、北海道に來たようでありますけれども、日高本線に入ってきたってという証明となるものはない。白老から苫小牧に抜けて、札幌に行ったり、宗谷方面に行ったりということについては、これはもう歴史上の記録として残ってるということでもありますけれども、特に宮沢賢治を研究する方々の中に、描写されてる記述が日高線の風景に似ている、だから、來てる可能性はあるんじゃないかと言っていらっしゃる方はいらっしゃるようでもありますけれども、私たち日高にずっと住んでいる中において、宮沢賢治の海線、山線のモデルになったということについてはですね、一般的な認識としてはないものを、今これから宮沢賢治とつながり持つということについては、一定程度の根拠を持った中で、他町との連携も含めた中で協議が必要になってくると思いますので、非常に歴史背景からすると、難しい部分があるというふうに思います。とはいっても、これ教育委員会や、歴史関係をつかさどる郷土資料館の学芸員の意見も聞いてみなければ分かりませんが、いずれにいたしましても、現段階の中でお答えするとしたら、難しい部分が多いというお答えになりますけれども、一旦、教育委員会のほうでも、そういった歴史背景含めて調査した中で、また判断をさせていただきたいと思います。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

但野議員。

○8番（但野裕之君） はい。ありがとうございます。日高線が海線だという学説なんですけども、宮沢賢治さん、クリスチャンなんで、その絡みで浦河に、荻伏に赤心社ありますよね。赤心社と交流があったという事実があります。そういったことも、この学説の後押しになってるものかと思いますので、一応答弁はいいませんが、そういった経緯もあって日高線が海線だという学説もあったということで、答弁はいいません。一度この場でその旨を伝えたいと思います。以上です。

○議長（氏家良美君） 以上で但野議員の一般質問を終わります。これで一般質問を終わります。

◎日程第4 発議案第1号

○議長（氏家良美君） 日程第4、発議第1号、物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、武藤勝罔議員。

○9番（武藤勝因君） 発議第1号、物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書の提出について、提案理由を説明します。

本意見書は、竹中進一議員を賛成者として、別紙意見書を新冠町議会会議規則第14条第2項の規定に基づき提出するものです。

次のページをお開きください。物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書。読み上げて提案に代えたいと思います。

2025年度の年金額改定は物価変動率がプラス2.7%、名目賃金変動率がプラス2.3%として、物価と賃金がともにプラスで、賃金が物価を下回るため、67歳以下の改定率、68歳以上の改定率ともに、名目賃金変動率の2.3%を適用しました。しかし、重大なことは、3年連続してマクロ経済スライドを適用し、25年度の調整削減分0.4%を削減したことです。67歳以下、68歳以上の改定者ともに、1.9%のプラス改定となりましたが、物価との関係で見れば、実質的には0.8%減額となります。実に第2次安倍政権以降の13年間で公的年金は実質8.6%の減額となりました。

この間、消費税は5%から10%へと2倍となり、75歳以上の医療費窓口負担は2倍に、介護保険料や国保料の値上げなど社会保険料が増え、物価高騰などもあり、年金生活者の実質可処分所得は大きく目減りしています。

この結果、働かざるを得ない高齢者が増大し、医療費や食すら削らざるを得ないなど、基本的人権すら守られない事態となっています。

高齢者世帯の多くは、公的年金が家計収入の大部分を占めています。年金額が、所得と家計所得占める割合の高い自治体も多く、年金支給額の自主的削減は受給者の購買力を低下させており、地域経済への影響も大きくなっています。年金額の引き上げは、生産と流通を活性化させ、広く地域経済に好影響を及ぼします。

年金生活受給者の生活悪化など危機的状況を受けて、厚生労働省も基礎的年金改善の検討を始めております。

よって、政府においては、若者も高齢者も安心して老後を暮らせるように、物価上昇に見合う基礎年金等の支給額の改善を図るよう強く求めます。以上、地方自治法第99条の規定により提出します。意見書の提出先は、記載のとおりです。

以上が、発議第1号、物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書です。御審議の上、採択くださいますようお願いいたします。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、発議第1号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより、発議第1号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

本案につきましては、それぞれの関係機関に提出することといたします。

◎閉議宣言

○議長（氏家良美君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

(午前11時40分 閉議)